

昭和六十一年四月十七日提出
質問第一六号

緊急事態法制に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年四月十七日

提出者 矢山有作

衆議院議長 坂田道太殿

緊急事態法制に関する質問主意書

去る昭和五十九年十月に防衛庁が公表した有事法制研究（第二分類）の中間報告によれば、「現行自衛隊法においては、他省庁所管の法令について、特例や適用除外の規定があり、自衛隊の任務遂行に必要な法制の骨幹は、整備されている」とされている。ところが私の調査によれば、自衛隊法以外の法令の中にも、自衛隊や有事の際の特例や適用除外の規定をもつ法令がいくつも存在しており、これらもまた、有事法制としての機能を発揮する可能性も考えられる。そこで、こうしたものの全貌を解明するため、現行のすべての法律、政令、府令、省令について、次の各規定をもつ法令の名称及びその条名を、所管省庁別に明らかにされたい。

1 自衛隊に関する規定

2 在日米軍に関する規定

- 3 緊急事態に関する規定
- 4 非常事態に関する規定
- 5 「戦時又は事変」に関する規定
- 6 天災事変に関する規定
- 7 災害に関する規定

右質問する。